

農林水産省電子入札運用基準標準例

(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

平成17年12月26日

目 次

1	紙入札承諾の基準	
	(1) 当初から紙入札を認める基準	1
	(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準及び手順	1
	(3) 電子入札システムの障害その他の事情により紙入札へ 移行する場合	1
2	利用者登録	
	(1) 発注者	2
	(2) 入札参加者	2
	(3) 入札参加者の利用者登録内容の審査	3
3	案件登録	
	(1) 各受付期間等の設定	3
	(2) 公示／公告日以降の案件の修正手順	3
	(3) 紙入札への切替時の処理	4
4	技術資料	
	(1) アプリケーション及びバージョンの指定	4
	(2) 圧縮方法の指定	4
	(3) 郵送又は持参を認める基準	4
	(4) 郵送又は持参の方法・時間設定	4
	(5) ウィルス感染ファイルの取り扱い	5
5	工事費内訳書等	
	(1) 工事費内訳書の作成について	5
	(2) 入札書への提案値の添付について	5
	(3) アプリケーション及びバージョンの指定	5
	(4) 圧縮方法の指定	5
	(5) 郵送又は持参による提出	5
	(6) ウィルス感染ファイルの取扱い	6
6	入札書の提出及び開札	
	(1) 入札書の提出	6
	(2) 再度の入札受付時間の設定基準及び開札の時期	6

（３）開札が長引いた場合の入札参加者への連絡基準	６
（４）くじ引きにより落札者を決定する場合の取扱い	６
（５）入札参加者側のシステム障害により入札書受付締切予定 時刻・開札予定時刻を延長する場合の基準	７
（６）入札書が未提出かつ連絡の無い入札参加者の取扱い	７
（７）再度の入札をしても落札者がいないときの随意契約（以下 「不落随契」という。）へ移行する場合の意思確認連絡方法	７
７ ＩＣカード不正使用等の取扱い	８

別紙

様式１ 紙入札参加承諾願い	９
様式２ 紙入札参加承諾書	１０
様式３ 変更承諾申請書	１１
様式４ 変更承諾書	１２

1 紙入札承諾の基準

(1) 当初から紙入札を認める基準

発注者は、電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）の対象となっている案件に対し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、電子入札によらない従来の入札方式（以下「紙入札」という。）での紙入札参加承諾願（別紙様式1）が提出されたときは、以下のいずれかに該当する場合に限り、紙入札による参加を認めることとする。この場合、発注者は紙入札参加承諾書（別紙様式2）により承諾することとする。

ア WTO 対象案件において、紙入札を希望する者

イ 入札参加者にやむを得ない事情があると認められる場合

＜やむを得ない事情の例示＞

- ・電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用不可能となり、再申請（準備）中の場合
- ・電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合

(2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準及び手順

電子入札の手続きの開始後は、紙入札への変更は基本的に認めないものとする。ただし、入札参加者側のシステム障害により、入札書受付締切予定日時に間に合わない場合や、ICカードが失効、閉塞、破損等で使用不可能となった場合等、入札参加者側にやむを得ない事情があり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められる場合には、当面次の措置をとり、紙入札による参加を認めることとする。この場合、変更を申し出た者から変更承諾申請書（別紙様式3）を提出させ、変更承諾書（別紙様式4）により承諾することとする。

ア 紙入札への変更を認めた場合は、速やかに紙入札業者として変更登録する措置をとり、当該入札参加者に対し電子入札にかかる作業を行なわないよう指示するものとする。

イ 紙入札への変更を認めた場合、既に実施済みの電子入札システムにより提出及び交付された書類は有効なものとして取り扱い、紙による再提出及び再交付等は行わないものとする。

(3) 電子入札システムの障害その他の事情により紙入札へ移行する場合

電子入札システムの障害、その他やむを得ない事情により電子入札が不可能となった場合は、発注者から入札参加者に対して紙入札に変更する旨の連絡を、原則としてE-メール等により行うこととし、連絡後の手続きは紙入札で行うものとする。

2 利用者登録

(1) 発注者

- ア 発注者は、農林水産省電子署名規則等に基づき I C カードの発行申請を行う。
- イ 発注者は、発行された I C カードを電子入札システムで利用するため、利用者登録を行う。利用者登録を行うにあたっては、発行された I C カードの登録内容に基づく、利用者名（調達機関、部署、部署（詳細））で利用者登録を行うものとする。

(2) 入札参加者

- ア 入札参加者は、一般競争（指名競争）入札参加資格申請によって資格認定の申請を行い、これに基づく資格確認通知書により承認された競争参加有資格者名で I C カードを取得し、利用者登録を行うものとする。
- イ 利用者登録にあたっては、一般競争（指名競争）入札参加資格申請審査に基づき通知された資格確認通知書に記載されている業者番号等に基づき利用者登録を行わなければならない。
- ウ 経常建設共同企業体（以下「経常 J V」という。）は、一般競争（指名競争）入札参加資格申請によって資格認定の申請を行い、これに基づく資格確認通知書により承認された競争参加有資格者である代表者名で I C カードを取得し、経常 J V として利用者登録を行うものとする。経常 J V は、代表者が単体で利用者登録を行った I C カードを経常 J V のカードとして使用することはできない。
- エ 特定建設共同企業体（以下「特定 J V」という。）は、一般競争（指名競争）入札参加資格申請によって資格認定の申請を行い、これに基づく資格確認通知書により承認された競争参加有資格者である代表者名で I C カードを取得し、特定 J V として利用者登録を行うものとする。特定 J V は、代表者が単体で利用者登録を行った I C カードを特定 J V のカードとして使用することはできない。但し、手続上、I C カードの取得及び利用者登録が遅延し、かつ同時期に代表者単体の受注のために使用していない場合に限り、特定 J V の代表者が単体で取得している I C カードを特定 J V の I C カードとして利用できる。
- オ 入札参加者によりシステムへ入力された利用者登録情報については、データ入力時に選択した各調達機関の担当者により利用者登録内容の確認が行われ情報が正常に登録された場合には、入札参加者に対して E メールにより「受注者番号」が通知される。
- カ 情報に不整合があった場合には、入札参加者に対し、認定されなかった理由が付された E メールが通知されるので、入札参加者は、理由に応じて再度利用者登録等必要な措置を講じなければならないものとする。

キ 名称変更、合併、移転、その他の事由により一般競争（指名競争）入札参加資格申請において登録した内容の変更が生じた場合には、入札参加者の責任において、速やかにＩＣカードの更新、又は利用者登録情報の変更等を行わなければならない。

ク 失効、閉塞、破損等で使用不可能となったＩＣカードについては、入札参加者の責任において、更新と利用者登録を行わなければならない。

（３）入札参加者の利用者登録内容の審査

発注者は、利用者登録された利用者の情報と、ＩＣカード情報、一般競争（指名競争）入札参加有資格者名簿との整合性を確認し、この結果を入札参加者に通知する。

３ 案件登録

（１）各受付期間等の設定

ア 電子入札による入札書受付開始予定日から入札書受付締切予定日までの期間は、入札書受付締切予定日の３日前（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する休日は除く。）を標準とする。

イ 開札予定日については、入札書受付締切予定日の翌日を標準とする。

ウ その他、期間等の設定に当たっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

（２）公示／公告日以降の案件の修正手順

案件登録情報のうち、所在地、品目分類、入札方式、工種区分、落札方式、評価項目名称、工事コンサル区分、内訳書提出の有無について錯誤が認められた場合は、以下の手順により、速やかに案件の再登録を行う。

ア 錯誤案件に対して技術資料等の提出が、これ以上行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（例：受付開始日時 13：00 受付締切日時 13：05）

イ 錯誤案件であることが入札参加者に分かるよう、件名に続きその旨を追記し、変更登録する。

（例：「本案件は、登録錯誤に付き取り消し、同一案件名称により再登録」）

ウ 新規案件として改めて登録する。

エ 既に技術資料等を提出している入札参加者に連絡を行い、改めて、新規に登録した案件に対して技術資料等を提出するよう連絡する。

(3) 紙入札への切替時の処理

特段の事情により、発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記し、以降当該案件に係る電子入札システム処理を行なわないものとする。

4 技術資料

(1) アプリケーション及びバージョンの指定

技術資料の作成に使用するアプリケーション及び保存するファイルの形式については、契約担当官等が別途指定するものとする。

(2) 圧縮方法の指定

ファイルの圧縮を認める場合は、LZH 又は ZIP 形式を指定するものとする。(自己解凍方式は、発注者側で表示されない恐れがあるので指定しない。)

(3) 郵送又は持参を認める基準

ア 提出資料の総容量が、1 MB を超える場合には、原則として郵送又は持参による提出を求める。

イ 発注者は、案件の特性に応じて、あらかじめ、全ての入札参加者に郵送又は持参によることを求めることができるものとする。

(4) 郵送又は持参の方法・時間設定

ア 郵送の場合は、郵便書留などの配達記録が残るものを使用するものとする。

イ 郵送又は持参の場合の締切日時は、電子入札システムの締切日時と同一とし、郵送の場合は必着とする。

ウ 郵送又は持参の場合は、必要書類一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムとの分割提出は認めない。

この場合、電子入札システムにより、技術資料として下記の内容を記載した書面の提出を行なうものとする。

① 郵送又は持参する旨の表示

② 郵送又は持参する書類の目録

③ 郵送又は持参する書類の発送(持参)年月日

エ 資料の提出が郵送又は持参の場合は、受付締切後、電子入札システムにより受付票の発行を行なうものとする。

(5) ウィルス感染ファイルの取り扱い

- ア 発注者は、入札参加者から提出された技術資料についてウィルス感染が判明した場合は、速やかに閲覧を中止し、ファイルをローカルディスク上から削除するとともに、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。
- イ 入札参加者により完全なウィルス駆除が可能と判断される場合には、電子入札システムによる技術資料の再提出を許可することができる。
- ウ また、郵送または持参により再提出を求めた場合は、郵送または持参された資料を確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行う。

5 工事費内訳書等

(1) 工事費内訳書の作成について

工事費内訳書の提出が必要な案件については、契約担当官等が別途定める形式（様式）により作成する。

(2) 入札書への提案値の添付について

総合評価落札方式における提案資料は、入札書の送信時に、ファイルの添付機能により提案資料を添付し、工事費内訳書の添付を確認のうえ、送信するものとする。

(3) アプリケーション及びバージョンの指定

提案資料の電子ファイルを作成する場合のアプリケーション及びバージョンの指定については、4（1）に準拠することとする。

(4) 圧縮方法の指定

圧縮方法の指定については4（2）に準拠することとする。

(5) 郵送又は持参による提出

郵送又は持参を認める基準等については、4（3）及び4（4）に準じて取り扱うこととする。

なお、入札参加者は、工事費内訳書を郵送により送付する場合、二重封筒とし、表封筒に工事費内訳書在中の旨を朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、中封筒の表に入札件名を表示するものとする。

また、総合評価落札方式において、工事費内訳書と提案資料の両方を郵送する場合は、表封筒に工事費内訳書及び提案資料在中の旨を朱書きし、それぞれ別の中封筒に入れ、両方の中封筒の表に入札件名を表示するものとする。

(6) ウィルス感染ファイルの取り扱い

- ア 発注者は、入札参加者から提出された工事費内訳書のウィルス感染が判明した場合は、速やかに閲覧を中止し、ファイルをローカルディスク上から削除するとともに、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。
- イ 入札参加者により完全なウィルス駆除が可能と判断される場合には、電子入札システムによる工事費内訳書の再提出を許可することができる。
- ウ 上記イの対応が不可能な場合、入札参加者は、原則として持参等により提出しなければならない。

6 入札書の提出及び開札

(1) 入札書の提出

電子入札による入札参加者は、電子入札システムの入札書受付締切予定日時までに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の差し替え、変更又は取消しをすることはできない。なお、入札書提出後、入札書を受け付けた旨システムにより通知されるので、入札参加者は必ず確認すること。

(2) 再度の入札受付時間の設定基準及び開札の時期

再度の入札（以下、「再入札」という。）又は再度の見積（以下、「再見積」という。）を行う場合の入札書（見積書）提出の期限は再入札又は再見積の決定から30分後を目安とする。ただし、すべての再入札又は再見積の提出を確認できれば直ちに開札する旨を再入札通知書又は再見積依頼通知書に明記した場合において、すべての再入札又は再見積の提出を確認したときは直ちに開札することができるものとする。

(3) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡基準

開札予定時刻から落札決定通知書又は再入札（再見積依頼）通知書等の発行まで著しく遅延する場合は、電子入札システムにより状況を周知するものとする。

(4) くじ引きにより落札者を決定する場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじ引きにより落札者の決定を行うこととなった場合は、くじ引きを実施する旨及び対象となる入札参加者名、入札金額並びにくじ引きの実施日を明記した保留通知により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ引きの実施後、落札決定通知書を発行するものとする。

また、落札となるべき同価格の入札をした全員が紙入札業者の場合には、その場でくじ引きを実施のうえ落札決定通知書の発行を行なうものとする。

落札者決定のためのくじ引きの実施の方法等は、関係法令に基づくものとする。

(5) 入札参加者側のシステム障害により入札書受付締切予定時刻・開札予定時刻を延長する場合の基準

ア 入札参加者側のシステム障害により入札書が提出できない旨の申告があった場合は、障害の内容及び、入札書受付締切予定時刻までに復旧できるか否かの確認を行う。

なお、すぐに復旧できないと判断され、かつ以下の障害により複数の者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時刻、開札予定時刻の変更（延長）を行うことができるものとする（1社のみが参加できない場合については、当該事情を考慮し、個々に判断する。）。

ただし、入札参加者の責による障害（ＩＣカードの紛失及び破損、端末の不具合等）である場合は、延長を行わない。

- ① 天災
- ② 広域・地域的停電
- ③ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- ④ その他、時刻の延長が妥当と認められる場合

イ 変更後の開札予定時刻が直ちに決定できない場合は、日時変更通知書には仮の日時を入力し、入力欄には、正式に決定された場合は、原則として **E-メール**等で連絡する旨及び再度の日付変更通知書が通知される旨の記載を行う。（システムによる通知ができないときは電話等で対応する。）

(6) 入札書が未提出かつ連絡の無い入札参加者の取扱い

発注者は、入札（見積）書受付締切予定時刻になっても入札書又は辞退届が未提出の者に対しては、当該入札参加者が入札を放棄したものとして取り扱うものとする。

(7) 再度の入札をしても落札者がいないときの随意契約（以下「不落随契」という。）

へ移行する場合の意思確認連絡方法

不落随契に移行する場合には、システムにより「不落随契」として登録を行い、入札に参加した全ての者に対して見積依頼書を発行するものとし、これらの手続きが実施されたことにより、電子入札による該当案件についての入札打ち切りを通知したものとする。この見積依頼書を受理した者は、下記の対応を行なうものとする。

- ア 見積書提出の意思がある者は見積書の提出を行なう。
- イ 見積書提出の意思がない者は辞退届の提出を行なう。
- ウ 何ら意思表示のない者は、辞退したものを見なす。

7 ICカード不正使用等の取扱い

発注者は、入札参加者がICカードを不正に使用した場合は、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。

また、落札後に不正使用が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

さらに、契約締結後に不正使用が判明した場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを決定するものとする。

〈不正に使用等した場合の例示〉

ア 他人のICカードを不正に取得し、その名義人になりすまして入札に参加した場合

イ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合

ウ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用し複数の者になりすまして入札に参加した場合

附 則

この運用基準は、平成17年12月26日から施行する。

別紙様式 1

紙 入 札 参 加 承 諾 願 い

平成 年 月 日

(契約担当官等の官職 氏名) 殿

住 所
商号又は名称 ○○ 株式会社 ○○支店
代 表 者 氏 名 ○○ ○○

電子入札システム対象工事における紙入札での参加承諾について

貴省発注の下記工事について、電子入札システムを利用しての入札に参加出来ないの
で、紙入札での参加承諾を申請します。

記

1. 工事（業務）名
○○○○○○事業
○○工区○○（○○）工事
2. 電子入札システムでの参加が出来ない理由
(記入例)
・認証カードを申請中だが、手続が遅れているため
平成 年 月 日 認証カード取得予定

別紙様式 2

紙 入 札 参 加 承 諾 書

平成 年 月 日

商号又は名称 ○○ 株式会社 ○○支店

代表者氏名 ○○ ○○ 殿

契約担当官等の官職 氏名

電子入札システム対象工事における紙入札での参加承諾について

平成○○年○○月○○日付けで申請のあった○○工事の紙入札での参加については、承諾する。

変 更 承 諾 申 請 書

平成 年 月 日

(契約担当官等の官職 氏名) 殿

住 所
商号又は名称 ○○ 株式会社 ○○支店
代 表 者 氏 名 ○○ ○○

電子入札システム対象工事における入札方式の変更承諾について

貴省発注の下記工事について、先に報告した入札方式で行うことが出来ないので、変更承諾を申請します。

記

1. 工事（業務）名
○○○○○○事業
○○工区○○（○○）工事
- 2 入札方式
当初の方式：電子入札
変更後の方式：紙入札
3. 変更理由
(記入例)
・認証カードを申請中だが、手続が遅れているため
平成 年 月 日 認証カード取得予定

別紙様式 4

変 更 承 諾 書

平成 年 月 日

商号又は名称 ○○ 株式会社 ○○支店

代表者氏名 ○○ ○○ 殿

契約担当官等の官職 氏名

電子入札システム対象工事における紙入札への変更承諾について

標記について、平成○○年○○月○○日付けで申請のあった○○工事の入札方式の変更については、承諾する。